

地域運営組織を 巡る状況

- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」の抜粋
- ・地域運営組織の実態(「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」(H27.3総務省)要約)
- ・これまでの取組

長期ビジョン

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)(~2019年度)

中長期展望
(2060年を視野)

I.人口減少問題の克服
◎2060年に1億人程度の人口を維持

◆**人口減少の歯止め**
・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8

◆**「東京一極集中」の是正**

II.成長力の確保

◎2050年代に実質GDP成長率1.5~2%程度維持(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

基本目標(成果指標、2020年)

「しごと」と「ひと」の好循環作り

地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人
現状:5.9万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
15~34歳の割合:92.7%(2014年)
全ての世代の割合:93.7%(2014年)
- ◆女性の就業率 2020年までに77%
:70.8%(2014年)

地方への新しいひとの流れをつくる

- 現状:東京圏年間10万人入超
- ◆地方→東京圏転入 6万人減
:1,732人増加(2014年)
- ◆東京圏→地方転出 4万人増
:11,152人減少(2014年)

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合40%以上
:19.4%(2013年度)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率55%
:38%(2010年)
- ◆結婚希望実績指標 80% :68%(2010年)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95%
:93%(2010年)

好循環を支える、まちの活性化

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆立地適正化計画を作成する市町村数 150市町村
- ◆立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合
(三大都市圏) 90.8% :90.5%(2014年度)
(地方中枢都市圏) 81.7% :78.7%(2014年度)
(地方都市圏) 41.6% :38.6%(2014年度)
- ◆地域公共交通網形成計画の策定総数 100件
:60件(2015年11月末時点)

主な重要業績評価指標(KPI)

○**農林水産業の成長産業化**
・6次産業化市場10兆円 :4.7兆円(2013年度)
・農林水産物等輸出額 1兆円 :6.117億円(2014年)

○**観光業を強化する地域における連携体制の構築**
・訪日外国人旅行消費額4兆円 :2.0兆円(2014年)

○**地域の中核企業、中核企業候補支援**
・1,000社支援:平成27年度の施策を踏まえ検証
・雇用数8万人創出 :0.1万人(2014年度)

○**地方移住の推進**
・年間移住あっせん件数11,000件
:約4,000件(2015年<11月末時点>)

○**企業の地方拠点機能強化**
・拠点強化件数7,500件増加 :808件※
・雇用者数4万人増加 :6,600人※
※地域再生計画(H27.10)に記載された目標値

○**地方大学活性化**
・自道府県大学進学者割合平均36%
:32.3%(2015年度)

○**若い世代の経済的安定**
・若者の就業率78%向上 :76.1%(2014年)

○**妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援**
・支援ニーズ高い妊産婦への支援実施100%

○**ワーク・ライフ・バランス実現**
・男性の育児休業取得率13% :2.30%(2014年)

○**「小さな拠点」の形成**
・住民の活動組織(地域運営組織)形成数3,000団体 :1,656団体(2014年度)

○**「連携中枢都市圏」の形成**
・連携中枢都市圏の形成数30圏域 :4圏域(2015年)

○**既存ストックのマネジメント強化**
・中古・リフォーム市場規模20兆円 :11兆円(2013年)

主な施策

①生産性の高い活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
・地域の技の国際化(ローカルイノベーション)、地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング)、地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上)
・地域企業の経営体制の改善・人材確保等、地域全体のマネジメント向上、ICT等の利活用による地域の活性化、地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組、総合的な支援体制の改善

②観光業を強化する地域における連携体制の構築
・日本版DMOを核とする観光地域・ブランドづくりの推進、多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり、観光消費拡大等のための受入環境整備

③農林水産業の成長産業化
・需要フロンティアの拡大・バリューチェーンの構築、農業生産現場の強化等、林業の成長産業化、漁業の持続的発展

④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策
・若者人材等の還流及び育成・定着支援、「プロフェッショナル人材戦略拠点」の整備等、人材還流政策間の連携強化、新規就農・就業者支援、若者・高齢者・障害者が活躍できる社会の実現

①政府関係機関の地方移転
②企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大
③地方移住の推進
・地方移住希望者への支援体制、地方居住の本格推進
・「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」構想の推進
・「地域おこし協力隊」の拡充
④地方大学等の活性化
・地の拠点としての地方大学強化プラン、地元学生定着促進プラン、地域人材育成プラン

①少子化対策における「地域アプローチ」の推進
②若い世代の経済的安定
・若者・非正規雇用対策の推進、「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

③出産・子育て支援
・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、子ども子育て支援の更なる充実
④地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現等)

・WLB推進、長時間労働の見直し、時間や場所にとらわれない働き方の普及・促進、地域における女性の活躍推進、地域の実情に即した「働き方改革」の実現

①まちづくり・地域連携
・まちづくりにおける地域連携の推進、都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進、ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成、まちづくりにおける官民連携の推進、人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
③東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
・東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護・少子化問題への対応、大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

④住民が地域防災の担い手となる環境の確保
⑤ふるさとづくりの推進

「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

- ◎中山間地域等において、将来にわたり持続的に集落で暮らせるようにするため、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)の形成が必要。
- ◎必要な生活サービス提供の事業や域外からの収入確保の事業を将来にわたって継続できるような「小さな拠点」の形成(集落生活圏を維持するためのサービス集約化と周辺集落との交通ネットワーク化)が必要。【地域再生法改正H27.6成立】
- ◎このため、手引書の活用やフォーラムの開催、財政支援等を通じ、地域住民の合意形成、取組体制の確立や「小さな拠点」の形成に取り組む地方公共団体の動きを加速化。2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所、地域運営組織を全国で3,000団体形成する。

取組イメージ



意識の喚起

- 地域住民による集落生活圏の将来ビジョン(地域デザイン)の策定
- ・ワークショップを通じて住民が主体的に参画・合意形成

体制の構築

- 地域住民が主体となった地域課題の解決に向けた多機能型の取組体制(地域運営組織)の形成
- ・地域デザインに基づき、住民や地場企業が役割分担を明らかにしながら、事業に取り組む体制を構築

生活サービスの維持・確保

- 日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保、周辺集落との交通ネットワークの確保

地域における仕事・収入の確保

- 地域に合った多機能型のコミュニティビジネスの振興、地域経済の円滑な循環の促進

Ⅲ. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標

（4）時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（イ）「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

【施策の概要】

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）、③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、④地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。

また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約・確保、周辺との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図ることが必要である。

このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり（「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持））を推進する。

【主な重要業績評価指標】

- 小さな拠点（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数：1,000か所を目指す
- 住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：3,000団体を目指す。

【主な施策】

◎ (4)-(イ)-① 地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進

「総合戦略」が対象とする5年間のうちに、今後の地域の在り方、事業の取組方向について、集落生活圏単位で地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」（今後その集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）を策定し、事業に着手することが求められる。

そのため、市町村のサポートや、ファシリテーターなど外部専門人材や地域人材、公民館等を活用し、地域住民が主体となって、今後の地域の在り方について学び考えていくワークショップの実施を推進する。その際、地域の現状や展望を整理する「地域点検カルテ」の作成を推進するとともに、「地域デザイン」の策定・実行まで長期間を要し得ることを踏まえて支援する。

また、地域住民の主体的な地域づくりへの参画から事業の実施までの一連のプロセスを各地で進めていくため、関係府省庁が連携した取組の推進、地方公共団体への説明会の開催等による普及等を行ってきた。今後、各府省庁の事業等による「小さな拠点」の形成支援をはじめ、関係府省庁による連携した支援の維持・強化を図るとともに、「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）に取り組む上で参考となる手引書の活用を促進する。また、地域の取組の実践に向けて参考となる事例紹介等を行うフォーラムの開催や、先駆的な取組を行う地方公共団体との連携を進め、「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）の取組を促進する。

◎ (4)-(イ)-② 地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立

「小さな拠点」の形成などにより持続可能な地域をつくるため、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業体の話し合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、**生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成することが重要である。**

地域運営組織の立ち上げや運営に当たっては、そのためのノウハウの欠如、地域内外からの人材の確保・活用、組織の運営や活動に必要な資金の確保、多様かつ持続的な活動に必要な法人格の取得等の課題があることから、先発事例の体系的な整理・提供、各府省庁の事業、外部人材の導入（「地域おこし協力隊」や人材還流事業等を活用）等を有効に活用し、取組体制の構築から事業の着手を支援するとともに、地域運営組織の持続的な運営に関する調査研究や環境整備を進める。

◎ (4)-(イ)-③ 地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保

日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結ぶとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化、生活サービスを持続していくための物流システムの構築等を推進する。

そのため、地域再生法を改正（本年8月施行）し、福祉・利便施設を拠点地域に集約・確保するなどの「小さな拠点」の形成に取り組む市町村が作成する「地域再生土地利用計画」の制度を創設し、これらの施設の立地誘導を図るための届出・勧告制度や、誘導施設の整備に対する農地転用許可、開発許可等の特例措置を設けるとともに、地域再生戦略交付金の活用等を措置している。これらを受け、地域再生計画の認定が開始されるなど取組が進められている。

今後、「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制上の特例措置を講ずることや先発事例の整理・情報提供等により、地域再生計画を活用した「小さな拠点」の形成に資する取組の一層の普及・推進を図るとともに、関係府省庁による連携を進め、地域の状況に応じ、以下のような施策を進める。

- ・ 拠点施設における福祉サービスのワンストップ化を推進する。
- ・ 住民の買い物等を支える円滑な物流のため、運送各社等が連携した新たな共同配送スキームの構築やボランティアチェーン等との連携、安定的な石油製品の供給システムの確立を推進する。
- ・ 域内の人・モノの複合的かつ効率的な輸送システムの構築や、特区等において自動走行などの近未来技術等を推進する。

◎ (4)-(イ)-④ 地域における仕事・収入の確保

コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った自立的な事業を積み上げ、地域経済の円滑な循環を促す。その際、地域資源を活用しながら複数の事業を組み合わせる取組と横断的なビジネスを実行する人材の確保を推進する。

具体的には、地域の特性をいかした農林水産物の生産や6次産業化による高付加価値化、観光資源や「道の駅」等を活用した都市との交流産業化、再生可能エネルギーの導入等多機能型の事業の振興、創業、継業とともに、そのために必要な人材の地方への還流や外部人材の確保・活用を推進する。

地域運営組織の実態

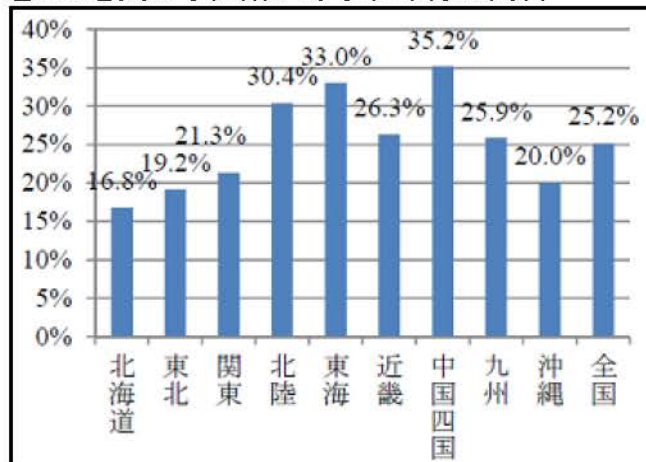
地域運営組織

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織

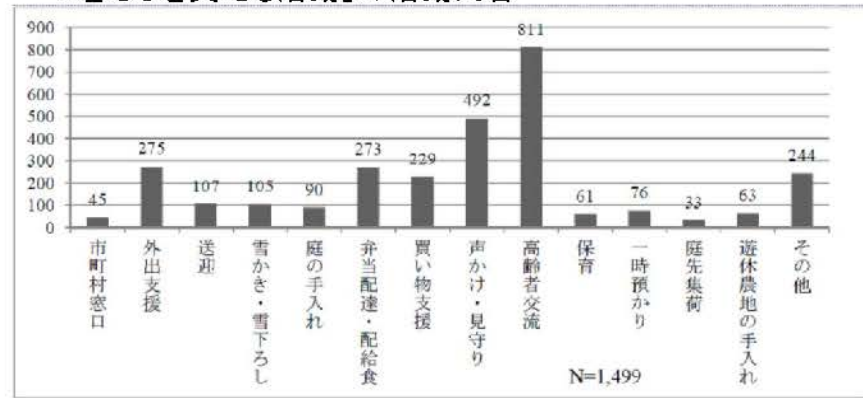
活動実態

- 活動範囲は「小学校区」(概ね昭和の大合併で消滅した旧村エリア)
- 全国の1/4の市町村に1,600を超える組織があり、さらに8割を超える市町村が必要性を認識
- 約7割が法人格を持たない任意団体で、残り約3割の大半がNPO法人
- 主な活動内容は高齢者交流、声かけ・見守り、外出支援、配食支援、買い物支援など幅広い
- 主な収入源は市町村補助金、会費、利用料であり、財政基盤が脆弱
- 地域の有志や組織、団体で構成される地域に根ざした組織であり、人材不足が課題

■暮らしを支える組織がある市町村の割合



■「暮らしを支える活動」の活動内容



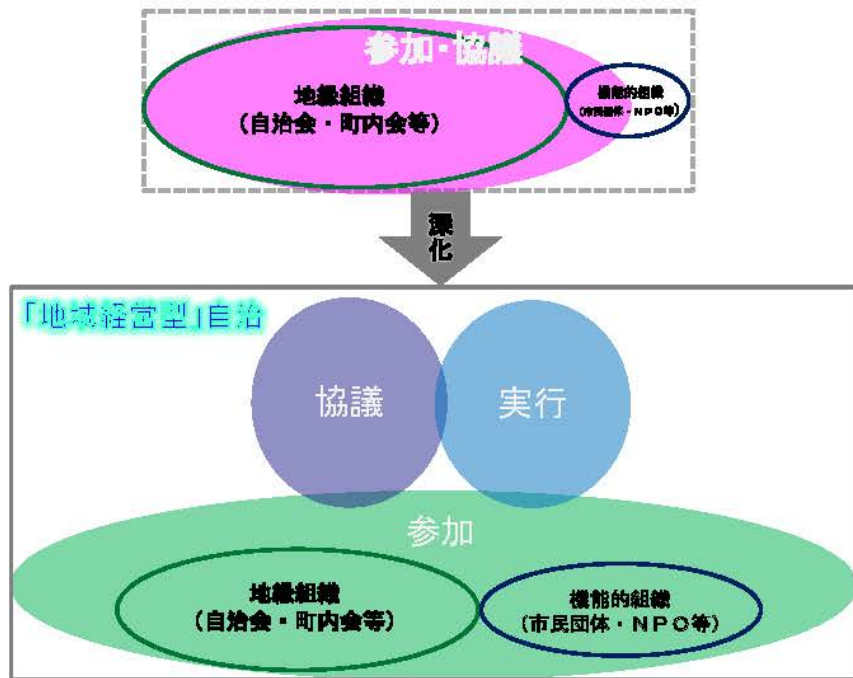
(高齢者交流) 54% (811/1,499)

(声かけ・見守り) 33% (492/1,499)

地域運営組織の背景と必要性

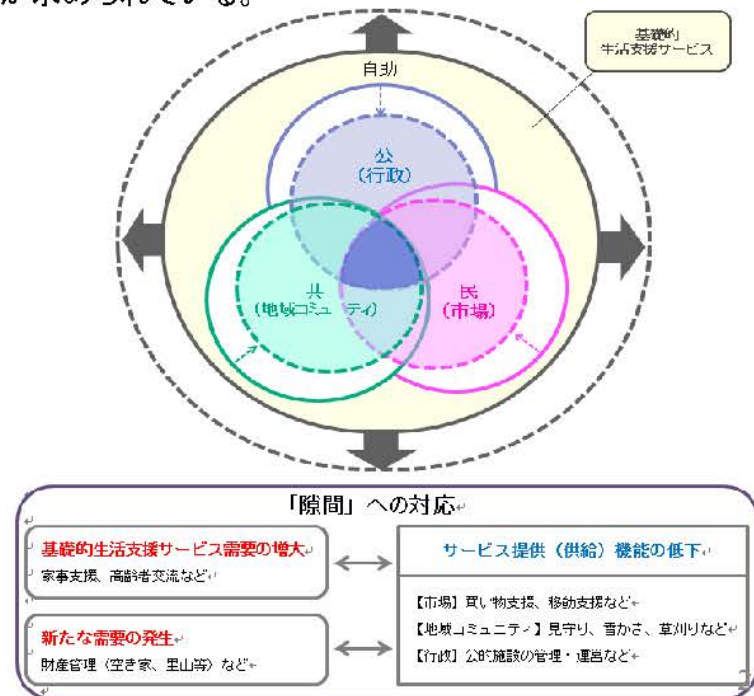
背景

- 全国的な加入率の低下等を背景に自治会・町内会が従来の役割を果たすことが困難になる中、様々な関係主体が「参加」し、地域の将来ビジョン等について「協議」し、地域住民自らが「実行」する「地域経営型」自治への深化が求められている。
- 「平成の大合併」を契機に多くの自治体において「自治基本条例」や「まちづくり基本条例」が制定され、地域住民自ら地域課題の解決に取り組む活動が活発化し、地域運営組織による取り組みが全国各地で展開されるようになってきている。



必要性

- 高齢化による生活支援サービス需要の増加と急激な人口減少による市場、集落、行政のサービス提供機能の低下によって生じた「隙間」を埋め、地域で暮らし続けたいという希望を実現するために欠かせないサービス提供主体としての役割が期待されている。
- イノベーションの実践のフロンティアである地方において、「低密度居住地域」を支えるための新しい仕組みとして、また、地域に残る貴重な人材や地域外から入ってくる若者などの受け皿としての役割が求められている。



地域運営組織の持続的運営に向けて

※暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書(H27.3総務省)より

法人化

- ・活動を多様化・発展させていく上では法人化が必要
- ・現行制度ではNPO法人が最もなじみやすい法人格（設立容易性/幅広い活動/事務負担/税制優遇措置）

課題

- ・会員の資格要件（メンバーシップ）の地域限定
- ・市町村の法人設立関与等による地域代表制の付与
- ・持続的な運営確保のための収益事業の更なる拡大

地域運営組織

資金確保

- ・「民」「共」「公」領域からの資金獲得による財政基盤強化
- ・行政による直接的支援と間接的支援の複合的実施

課題

- ・使途の自由度が高い運営交付金制度の創設
- ・指定管理制度の有効活用
- ・ふるさと納税制度の活用

人材確保・育成

- ・地域内人材の活用（社会教育、都市農村交流活動）
- ・地域外人材の活用（地域おこし協力隊、集落支援員）

課題

- ・若者の移住・定住をめぐる新たな動き（田園回帰）への対応
- ・大学や企業などの一時的な滞在者の活用

地域運営組織の活動事例①

※暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書(H27.3総務省)より

島根県雲南市

島根県雲南市では合併をきっかけに協働のまちづくりが本格化した。平成17年から19年にかけて小学校区域を単位とした「地域自主組織」が各地で立ち上げられ、行政と市民とが一体となった協働のまちづくりが推進されている。

現在、市内全域において43の「地域自主組織」が30の交流センターを拠点に様々な活動を展開している。鍋山地区では、地域の発意で高齢者世帯の見守りを実施するため、市が実施していた水道の検針業務を受託し、水道の検針と高齢者の見守りを組み合わせた活動が行われている。塩田地区では、毎月第4土曜日の夕食を会員宅に配達する活動が継続して行われている。

市内全域の地域自主組織の関係者が集まり、取組状況を披露する「自慢大会」や地域自主組織と行政が「分野別」に協議を行う「円卓会議」を定期開催している。また、全国の自治体相互の情報交換や連携を目的とした「ネットワーク会議」を三重県伊賀市、名張市及び兵庫県朝来市とともに平成27年2月に設立している。



特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

きらりよしじまネットワークは地区の全世帯が加入するNPO法人で、「合意形成のシステム」と「資金づくりのシステム」に独自の手法を取り入れている。

「合意形成のシステム」においては、より多くの住民が参加できるよう、「決めない会議」と「決める会議」とを使い分けている。「決めない会議」は住民ワークショップ等を実施することによって地域の様々な意見や課題を集約していく「参加の場」である。「決める会議」は「決めない会議」で集約された意見や課題を基に具体的な事業の内容や予算の使い道等を決定する「協議の場」(意思決定機関)としての機能を果たしている。

「資金づくりのシステム」においては、コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施するほか、6次産業化の取り組みや地域のスポーツクラブ運営、買い物支援・見守りサービス等に取り組んでいる。今後、都市との地域交流等の観光事業の拡大のため、株式会社の設立も視野に入れた検討を行っている。

6次産業化



地域運営組織の活動事例②

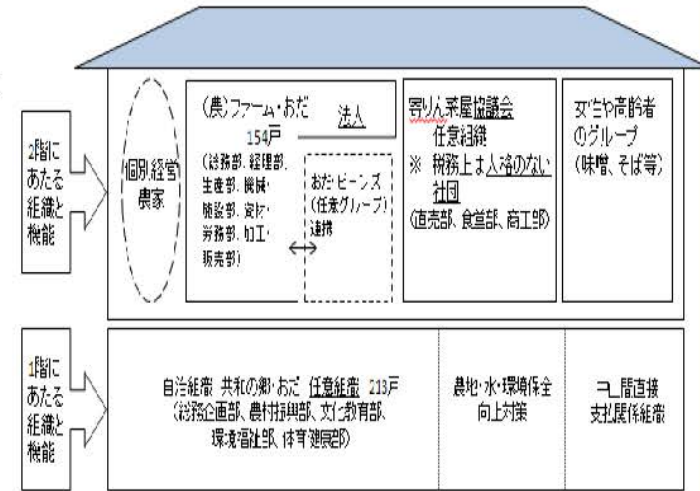
※暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書(H27.3総務省)より

広島県東広島市小田地区

広島県東広島市小田地区の地域づくりは、自治活動(コミュニティ活動)を行う「共和の郷・おだ」を1階部分、集落営農組織の「ファーム・おだ」等を2階部分とする「二階建て方式」となっている。

1階部分の「共和の郷・おだ」においては、「小田地域センター」(旧小田小学校)を拠点に、生涯学習発表会や史跡めぐりウォーキングなど地域における生涯学習や青少年育成、地域文化活動を積極的に推進している。平成25年度からは10年先のビジョン(小田ビジョン)の策定に取り組んでいる。

2階部分の「ファーム・おだ」(農事組合法人)においては、小学校区(13集落)を1つの農場として集約させることにより、低コストで効率的な集落営農システムを確立し、水稻やそば、小麦などを栽培している。平成24年には米粉を使った米粉パン工房(パン&米夢(パントマイム))を設立し、米粉パンの製造・販売を開始した。「ファーム・おだ」の農産物売上額は約1億2千万円に上り、集落の農業所得として年間約6千万円を地域に還元している。



特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター (秋田県横手市)

秋田県南NPOセンターは平成16年に設立された中間支援組織である。

豪雪地帯である秋田県南部では、毎年、雪下ろし中の事故によって20人前後が命を落とすなど社会問題化する中、秋田県南NPOセンターが中心となり、高齢者などの世帯を対象に雪下ろし・雪よせ等のサービスを通常より安い「支え合い・助け合い価格」で提供する「共助組織」が結成された。

現在、横手市内の4地区の「共助組織」において、地域住民の有志による「地域のおたすけ隊」が実働部隊として、高齢者世帯の屋根の雪下ろしや買い物支援、見守りなどの生活支援サービスを有償ボランティアで実施している。

平成24年には、各主体が連携を図りながら活動するため、「共助組織代表者ネットワーク会議」が設立された。各組織代表のほか秋田県南NPOセンター、秋田県、横手市が参加して定期的に会議を開催し、各組織が円滑に活動を行っていけるように知恵とアイデアを出し合っている。



地方創生☆「小さな拠点」づくりフォーラム

平成28年1月20日、虎ノ門(日本消防会館)において「地方創生☆「小さな拠点」づくりフォーラム」を開催しました。

フォーラムでは、約630名の方が来場し、「小さな拠点」形成に向けた先進的な取り組みの紹介や「小さな拠点」形成のポイントや課題などに関して議論しました。

石破茂地方創生担当大臣は冒頭で、「今日のフォーラムにおいて、「小さな拠点」の形成に向けて、それぞれの地域で具体的に実現するためにはどのようにしたらいいか、ということをご議論いただき、有意義なものとなることを期待したい」と述べました。

※フォーラムの様子はまち・ひと・しごと創生本部のYoutube内公式チャンネルに動画を掲載しています。



平成28年1月20日(水) 12:30~16:00
会場: 日本消防会館(ニッショーホール) 2F

プログラム

- I. 挨拶(予定): 石破 茂(地方創生担当大臣) ----- 12:35
- II. 国による取組の説明 ----- 12:45
- III. 地方自治体による取組の説明: 速水 雄一(島根県雲南市長) ----- 13:05
- IV. 先発地域のケーススタディ・トーク ----- 13:30

- ・高橋 由和(山形県川西町吉島地区 NPO きらりよじまネットワーク)
- ・増廣 貴子(和歌山県紀美野町上神野地区 上神野地区まちづくり推進協議会)
- ・明木 一悦(広島県安芸高田市小原地区 小原地域振興会)

<解説>

- ・小田切 徳美(明治大学農学部教授)
- ・藤山 浩(島根県中山間地域研究センター研究統括監)

休憩(10分間)

- V. パネルディスカッション ----- 14:55

<コーディネーター>

- ・小田切 徳美(明治大学農学部教授)

<パネリスト>

- ・藤山 浩(島根県中山間地域研究センター研究統括監)
- ・速水 雄一(島根県雲南市長)
- ・高橋 由和(山形県川西町吉島地区 NPO きらりよじまネットワーク)
- ・増廣 貴子(和歌山県紀美野町上神野地区 上神野地区まちづくり推進協議会)
- ・明木 一悦(広島県安芸高田市小原地区 小原地域振興会)

(敬称略)

※フォーラム終了後、平成28年度小さな拠点関係事業の予算説明を行います。(16:10~17:40(終了予定))
※時間は目安となっております。多少前後する場合がございますので、ご了承ください。

■主催: 内閣府 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 □共催: 総務省 農林水産省 国土交通省 □後援: 全国市長会 全国町村会



小さな拠点の取組状況(平成27年度)

[1]地方創生先行型交付金(当初)

小さな拠点分野 959事業 86億円(全体の6%)

[2]地方創生先行型交付金(上乘せ交付(タイプⅠ))

まちづくり分野の内、小さな拠点関係17事業 6億円(全体の2.5%) 3県13市町村

地方創生先行型交付金(上乘せ交付(タイプⅡ))

小さな拠点分野 203事業 8.6億円(全体の13%)

※ただし、[1][2](タイプⅡ)の中には中活、防災対策、ICT等小さな拠点と関わりの薄いものや他分野との重複も含まれている

上乘せ交付(タイプⅠ)

※下記の分野のいずれかに該当し、PDCA・KPI等適切な事業の仕組みを備え、他の地方公共団体の参考となる先駆性を有する事業を実施する場合

分野	交付対象事業数(件)			交付予定額(億円)		
	うち、 都道府県分	うち、 市区町村分		うち、 都道府県分	うち、 市区町村分	
人材育成・移住分野	156	36	120	47	22	25
地域産業分野	104	30	74	40	24	16
農林水産分野	153	35	118	56	30	25
観光分野	188	39	149	69	25	44
まちづくり分野	108	13	95	25	6	19
合計	709	153	556	236	107	129

上乘せ交付(タイプⅡ)

※平成27年10月30日までに、適切なKPIの設定・検証や住民・産官学労言等との連携体制等の整備などの点を満たす地方版総合戦略を策定する場合

分野	交付対象事業数(件)			交付額(百万円)		
	うち都道 府県分	うち市区 町村分		うち都道 府県分	うち市区 町村分	
移住促進	320	6	314	1,243	45	1,197
人材育成・確保	431	18	413	1,890	129	1,761
産業振興	369	11	358	1,618	87	1,531
観光振興	632	18	614	3,007	137	2,870
小さな拠点	203	2	201	860	20	840
少子化対策	395	5	390	1,627	28	1,599
総事業数・交付額	1,590	47	1,543	6,710	334	6,376

小さな拠点の取組事例

[2]地方創生先行型交付金(上乘せ交付)

地域	長野県飯島町田切地区
地域の範囲	旧市町村(旧田切村)・人口約1200人
取組主体	株式会社 道の駅田切の里
取組内容	「道の駅 田切の里」を地域の拠点施設として位置づけ、地域の発展と住民の全員参加を基本理念とする法人「株式会社 道の駅田切の里」が運営主体となり、上伊那医療生活協同組合が運営する「総合ケアセンターいいじま」や上伊那農業協同組合とコンビニエンスストアが行う在宅サービスなど関連機関と連携し、高齢、一人暮らし世帯に対する食料品、生活用品の宅配や給食、安否確認、高齢者交流サービス等を行う。
重要業績評価指標(KPI) (H27年度目標)	○宅配、給食、安否確認サービス意向確認件数:200件 ○安否確認サービス件数:200件

地域	佐賀県伊万里市波多津町
地域の範囲	旧市町村(旧波多津村)人口約2500人
取組主体	波多津町まちづくり運営協議会
取組内容	波多津町内の各集落と町の中心部を効率的に結ぶ公共交通網を形成し、移動手段を確保するため、 <u>自家用有償運送</u> として住民主体で運行及び運営を行い、地域の実情に即した交通網を形成する。運行形態として、運転手は地元住民から有償ボランティアを募り、車両は10人乗り程度のワンボックスカーとして、週5日(平日)、1日3便程度の運行を予定している。
重要業績評価指標(KPI) (H27年度目標)	○運転手の雇用創出 5名(1人あたりの年間収入 312千円) ○利用者数の増加 30%増

小さな拠点に関する地域再生計画の事例①

中山間地域等において、生活サービスの集約と周辺集落との交通ネットワークの確保を図る「小さな拠点」の取組について、交付金等により支援。

①茨城県美浦村の計画



【目標…人口・生活利便性の維持】

○社会動態

△201人 (H25) ⇒ △300人 (H31)

※現状ではH31の数値は△360人

○買い物地元吸収率

20.6% (H25) ⇒ 21.4% (H31)

Before 現時点の地域の課題

○村内に商業拠点がなく、村民の多くが土浦市やつくば市の大規模商業施設を利用。

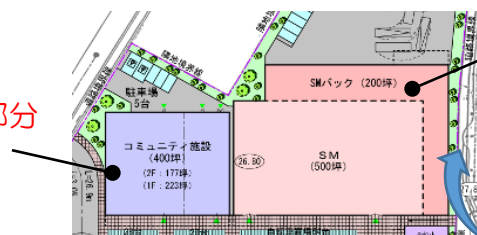
○人口動態については、龍ヶ崎市や牛久市など利便の高い近隣の地域への流出傾向が見られ、村民への意識調査においても、**買い物や生活環境の不便**が課題とされている。

After 計画に基づく事業成果—地域交流拠点の整備とアクセスの確保—

○多様な資本・事業により整備する買い物・生活利便施設を1か所に集約し、相乗効果を期待。

① 地域交流拠点の整備

- 子育て支援機能（厚労省事業）
- 農産物直売機能（農水省事業）
- 高齢者交流機能・その他共用部分（内閣府事業）



② 民間小売施設の誘致・整備（民間資本）



③ デマンドタクシーの運行拡充（村単独事業）

小さな拠点に関する地域再生計画の事例②

②岡山県新庄村の計画



【目標…人口の維持、新規就業者増加】

- 新規就業者数
22人 (H27-H31)
- 人口の社会増減
△2人 (H26) ⇒ +2人 (H31)

Before 現時点の地域の課題

- 村内に高校や生鮮食品の販売所がなく、域内の雇用の形態も限定的であり、通学・通勤や買い物等、生活機能の多くを、バス（1日6便）で40分かかる真庭市に依存。
- 中心部に**出雲街道の宿場町の歴史的町並みが残るが、人口減少に伴い空き家化が進行。**



After 計画に基づく事業成果 —空家等を活用した村内の機能集約—

- 街道沿いの古商家を改修した共働施設や、村役場や既存の複合施設の近くに高齢者向け生活支援施設を整備するなど、村内の機能集約を推進する。

①テレワークのための共働施設整備
(内閣府事業)



③村内循環ワゴン
車両整備
(村単独事業)

② 高齢者向け生活支援施設整備
(内閣府事業)



④道の駅「メルヘンの里
新庄」における生鮮食品
の販売機能の追加
(村単独事業)

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社への特例措置（概要）

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づく所定の事業を行う株式会社に対し、個人が出資した場合、所得税の控除が受けられるようになります。（※H28年度から2年間）

小さな拠点の形成の取組の推進



地域住民等による株式会社の設立

【事業のイメージ】

① コミュニティビジネス（実施が必須）

域外からの持続的収入を確保し、地域の雇用を創出するための事業



- ・地元農産品の販売
- ・農家レストランの運営
- ・地域資源を活用したツアー 等

② 生活サービス等の提供（実施は任意）

拠点等におけるサービス提供や周辺集落との交通ネットワークの確保等

- ・日用品の販売
- ・ガソリンスタンドの運営
- ・コミュニティバスの運行 等

出資



【個人出資者】
（地域住民・地元出身者など）

出資額分（※）を総所得金額から控除することが可能

※ 正確には出資額（1,000万円限度）と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社と税制特例のイメージ

背景

- ・地方都市の中心市街地から30km離れた中山間地域(都市計画区域外)
- ・人口減少の進行:800人(1975年)⇒500人(2010年)
- ・学校、JAの店舗・ガソリンスタンドが閉鎖し、生活サービスが低下

株式会社の設立

株式会社・・・常時雇用者数:2名(+代表取締役1名)
出資額:150名1000万円(1万円～30万円/1人)
売上額:約1億円 利益 :数万円～数十万円の赤字

<事業内容> ※対象事業の詳細については検討中

- ・住民の生活サービス等の維持(生活必需品の販売、給油所の運営)
- ・地域資源を活用した事業(地域産品の米を市内外(学校・病院・通信販売等)へ販路拡大)

必需品販売店舗



地域産品の活用



150戸が1000万円を出資

出資額を総所得金額から控除することが可能

【個人出資者】(地域住民・地元出身者など)

税制特例等のイメージ

(※収入額の半分が課税所得、出資額-2,000円を所得控除と仮定。)

- <ケース1> 収入300万円の個人が5万円出資 ⇒ 所得税:約2,400円の還付
- <ケース2> 収入500万円の個人が10万円出資 ⇒ 所得税:約1万円の還付
- <ケース3> 収入1000万円の個人が30万円出資 ⇒ 所得税:約6万円の還付

(※この他、事業における各種優待や、将来株式会社が利益を得た際の株主配当などの権利も適宜設定可能)